

日本トレイルランナーズ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本トレイルランナーズ協会（Japan Trail Runners Association）とする。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、トレイルランニングを愛好する者を代表する団体として、トレイルランニングの市民スポーツとしての確立、文化としての創造、健全な普及と発展を図り、もって、人々の心身の健全な発達、活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を遂行するために以下の事業を行う。

- (1) トレイルランニング大会のガイドラインの作成と普及啓発
- (2) トレイルランニングのマナーコードの作成と普及啓発
- (3) トレイルランニング大会の支援・協力
- (4) トレイルランニングに関する広報、学習の機会の提供
- (5) トレイルランニングのクラブつくりとクラブ間の連携つくり
- (6) 会員への情報提供
- (7) 会員相互の連携協力
- (8) 関係諸団体との連携
- (9) トレイルランニングを通じた国際交流
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 会員

(本会の構成員)

第4条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に自ら関わる個人または団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人または団体
- 2 賛助会員は、議決権を有しないものとする。
- 3 団体たる会員は、その団体を代表して会員としての権限を行使する者を届け出るものとする。

(入会)

第5条 本会の正会員になろうとする者は、本会の承認を得るものとし、その手続の詳細は別途定める。

2 本会の賛助会員の入会手続は、別途定める。

(年会費)

第6条 会員は、年1回、年会費を支払う義務を負う。年会費の額は別途定める。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出して本会を退会することができる。退会した者は当該年度の年会費の返還を求めることはできない。

2 賛助会員が所定の期限までに年会費を支払わなかったときは、当該年会費にかかる年度の前年度終期をもって退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が本会の定款その他の諸規則に違反し、または本会の秩序を乱す行為をしたときは、本会は、理事会の決議をもってその者を除名することができる。この場合、除名された者は当該年度の年会費の返還を求めることができない。

第5章 役員

(役員)

第9条 本会に以下の役員を置く

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (若干名)
- (3) 常務理事 (10名以内)
- (4) 理事 (30名以内)
- (5) 監事 (2名以内)

2 役員職務は、以下のとおりとする。

- (1) 会長 本会を統括し、代表する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、業務を処理する。会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常務理事 会長及び副会長を補佐し、総会の議決及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。
- (4) 理事 理事会を組織し、総会の権限以外の事項を討議する。
- (5) 監事 会計及び役員職務執行を監査する。

(役員選出)

第10条 理事及び監事は、総会の決議によって定める。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。

- 2 補充又は増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、任期の満了により退任した後も、新たに選任する者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

第6章 総会

(総会)

第12条 総会は正会員をもって組織し、次の事項を審議決定する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 定款の改正
 - (5) その他業務に関する重要事項
- 2 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。
 - 3 臨時総会は、理事会の議決を経て、会長が招集する。
 - 4 総会の定足数は、会員総数の3分の1以上（委任状を含む）とする。
 - 5 総会においては、会長が議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順に従って、副会長、常務理事その他の理事が議長となる。
 - 6 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は、議長が決する。

第7章 理事会

(理事会)

第13条 理事会は理事をもって組織し、次の事項を審議決定する。

- (1) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解任
 - (2) 本会の業務執行に関する事項
 - (3) 諸規程の制定及び改正
 - (4) 委員会の設置
 - (5) 総会に付議すべき事項の決定
 - (6) その他総会の議決を要しない会務に関する重要な事項
- 2 理事会は、会長が招集する。
 - 3 理事会の定足数は、理事の2分の1以上（委任状を含む）とする。
 - 4 理事会においては、会長が議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順に従って、副会長、常務理事その他の理事が議長となる。
 - 5 理事会の議決は、出席会員の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は、議長が決する。

第 8 章 常務理事会

(常務理事会)

第 14 条 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 本会の常務に関する事項
 - (2) 会員の入会承認
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務に関する事項
- 2 常務理事会に関し必要な事項は、別途定める。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 15 条 本会の運営を円滑にするために、必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別途定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 16 条 本会の事務及び会計に関する業務を遂行するため、事務局を置く。

- 2 会長は、常務理事のなかから事務局幹事を委嘱する。
- 3 事務局幹事は、事務局を統括する。
- 4 事務局には必要に応じて職員を置く。職員は有給とすることができる。

第 11 章 事業年度

(事業年度)

第 17 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(附則)

- 1 本会則は、平成 28 年 7 月 23 日より施行する。
- 2 本会の事務局は当分の間、以下に置く。
埼玉県久喜市